

指定管理者総合評価シート

評価者	市民局指定管理者選定評価委員会
評価対象期間	平成23年4月1日～平成27年3月31日

1 基本情報

施設名	千葉公園野球場 他 25施設	指定管理者	テルウェル東日本・スポーツクラブNASグループ
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日	所管課	都市局公園緑地部公園管理課
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理運営業務(施設の広報、貸出、利用受付、使用許可、料金の徴収など) ・維持管理業務(建築物、建築設備、備品等の維持管理、清掃など) ・経営管理業務(事業計画・事業報告書、管理規定作成など) ・自主事業(スポーツ用品販売・貸出、各種スポーツ教室の開催) 		

2 総合評価

(1) 過年度の管理運営業務に対する評価

評価項目	評価	評価の理由
1 市民の平等な利用の確保 施設の適正な管理	A	個人情報の管理については、個人情報取扱業務書を作成し、個人情報を扱う者・情報の種類等を特定し、適切な管理を実施。平成23年度に業務用パソコン盗難の一件があったが、個人情報の流出はなく、その一件以降、文書庫の施錠及びパソコンのパスワード管理等を徹底している。 利用者を対象としたアンケートからは、各年度においても、概ね好評価を得ている。
(1)関係法令等の遵守(個人情報)	A	
(2)関係法令等の遵守(行政手続)	A	
(3)関係法令等の遵守(労働条件)	A	
(4)モニタリングの考え方	A	
(5)市内産業の活性化	A	
(6)公正な利用受付	A	
2 市民サービスの向上	A	施設の貸し出しについては、計画に基づき予約システム(自主事業)を構築し、利便性の向上を図った。 利用者支援については、急病・負傷者発生時に適切に対応した。
(1)施設・設備の貸出方法	A	
(2)利用者への支援	A	
(3)利用料金	A	
3 施設の効用の発揮 施設管理能力	A	利用促進については、パンフレット作成のほか、地域新聞や新聞折り込み等の媒体を活用し、周知を図った。 また夏季プール利用者を対象にポイントカードを導入し、利用促進に努めた。 施設や備品の管理については、事業計画どおりに実施しており、建築基準法第12条第2項及び第4項に規定する点検の実施や老朽化した施設の修繕を積極的に行った。 自主事業については、現役のプロスポーツ選手を講師に招いた教室を開催する等、利用者の興味を引く内容であった。
(1)利用促進の方策	A	
(2)管理体制	A	
(3)施設・備品の維持管理	A	
(4)自主事業の効果的な実施	S	
4 管理経費の縮減	A	概ね計画通り執行していると考えられる。 また、利益還元が発生したことは評価できる。
(1)収入見積の妥当性	A	
(2)支出見積の妥当性	A	

【評価の基準】

- S…事業計画を超える実績・成果が認められた。
- A…概ね事業計画通りの実績・成果が認められた。
- B…事業計画通りの実績・成果が認められず、改善を要する事項があった。

総合

A

(2) 次期指定管理者の選定に向けての意見

利用者の増加及び稼働率の向上につながるような方策を図られたい。
